

亀山市告示第12号

亀山市児童手当事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年1月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市児童手当事務取扱要綱の一部を改正する告示

亀山市児童手当事務取扱要綱（平成26年亀山市告示第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(現況届の処理)</p> <p>第8条 市長は、省令第4条第1項の届書の提出を受けたとき、<u>又は同条第3項の規定により当該届書の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報等により審査し、児童手当等の支給事由が消滅したものと確認した場合は、当該手当の認定を取り消し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、当該届出者に通知するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(寄付に係る事務処理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 市長は、申出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められた</p>	<p>(現況届の処理)</p> <p>第8条 市長は、省令第4条第1項の届書の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等を審査し、児童手当等の支給事由が消滅したものと確認した場合は、<u>当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書により、当該届出者に通知するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(寄付に係る事務処理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 市長は、申出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められた</p>

ときは、以後の支払期月ごとに請求者等に支払われる児童手当等の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、これらの額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3及び4 （略）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理）

第11条 （略）

2 市長は、学校給食費等徴収等申出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期日ごとに請求者等に支払われる児童手当等の額（法第20条の規定に基づく寄附又は法第22条の規定に基づく徴収がある場合は、これらの額を控除した額。以下この条において同じ。）のうち、学校給食費等徴収等申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収の額を控除した額を支払うものとする。

3及び4 （略）

（児童手当等からの保育料の特別徴収

ときは、以後の支払期月ごとに請求者等に支払われる児童手当等の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は第21条の規定に基づく徴収額がある場合は、これらの額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3及び4 （略）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理）

第11条 （略）

2 市長は、学校給食費等徴収等申出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期日ごとに請求者等に支払われる児童手当等の額（法第20条の規定に基づく徴収額がある場合は、これらの額を控除した額。以下この条において同じ。）のうち、学校給食費等徴収等申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収の額を控除した額を支払うものとする。

3及び4 （略）

（児童手当等からの保育料の特別徴収

に係る事務処理)

第12条 (略)

2 (略)

3 特別徴収の額は、支払期日ごとに支給される児童手当等の額（法第20条の規定に基づく寄附又は法第21条の規定に基づく徴収等がある場合は、これらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

に係る事務処理)

第12条 (略)

2 (略)

3 特別徴収の額は、支払期日ごとに支給される児童手当等の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づく徴収額がある場合は、これらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

様式第11号中「児童手当等から」の次に「学校給食費等の徴収等額や」を加え、「㊦」を削る。

様式第13号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。